

| | | | | |
|-----|------|-----|-----|-----|
| 議 長 | 事務局長 | 次 長 | 係 長 | 書 記 |
| | | | | |

全員協議会記録簿

(閉会中)

| | | | | |
|-----------------|------------------|-------|-----------|-------|
| 会議名 | 全 員 協 議 会 | | | |
| 開会日時 | 令和 6年 2月 20日 (火) | | 10時00分 | 開会 |
| | 令和 6年 2月 20日 (火) | | 11時09分 | 閉会 |
| 場 所 | 第1委員会室 | | | |
| 出席者数 | 在籍者15名中、15名出席 | | | |
| 出席議員 | 大下 正幸 | 児玉 史則 | — | |
| | 南澤 克彦 | 田邊 介三 | 山本 数博 | |
| | 新田 和明 | 芦田 宏治 | 山根 温子 | |
| | 先川 和幸 | 石飛 慶久 | 山本 優 | |
| | 熊高 昌三 | 宍戸 邦夫 | 秋田 雅朝 | |
| | 金行 哲昭 | — | — | |
| | — | — | — | |
| 欠席議員 | — | — | — | |
| 説明のため 出席したもの | 職 名 | 氏 名 | 職 名 | 氏 名 |
| | — | — | — | — |
| | — | — | — | — |
| | — | — | — | — |
| 出席した 事務局職員 | 事 務 局 長 | 毛利 幹夫 | 事 務 局 次 長 | 藤井 伸樹 |
| | 総 務 係 長 | 日野 貴恵 | 総務係主任主事 | 山口 渉 |

| | |
|-----------|---|
| <p>事項</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・開 会 ・議長あいさつ ・議長報告等 <ul style="list-style-type: none"> (1) 議会のうごき (2) 委員長等報告 (3) その他 ・協議事項 <ul style="list-style-type: none"> (1) 安芸高田市国民健康保険運営協議会委員の選出について ・その他 <ul style="list-style-type: none"> (1) 「議会基本条例検証についての提案」について ・議員間討議事項について |
|-----------|---|

1. 開会 【10:00】

○児玉副議長

おはようございます。

それでは定刻になりましたのでただいまから全員協議会を開会いたします。

開会にあたり議長より挨拶をいただきます。

2. 議長あいさつ

○大下議長

2月の全員協ということで、よろしくお願ひいたします。

3. 議長報告等

(1) 議会のうごき

○児玉副議長

それでは会議日程に沿って議事を進めて参ります。これより議長等報告に入ります。議会の動きについて議長より報告いただきます。

○大下議長

議会の動きの中に入っておりますが一応報告だけさしてもらいます。1月25日に、安芸高田警察署の向原警察官駐在所の開所式に地元議員の方々と出席をいたしました。それと29日に佐賀市議会から視察が商工観光課でありまして、向原のレポート3階で対応いたしました。31日、広島サッカースタジアムの竣工式に参加いたしました。2月1日、2日で全国高速自動車道市議会協議会及び中央要望に回りました。4日、第56回安芸高田空手道大会第51回スポーツ少年団空手道交歓競技会へ甲田中学校の体育館で参加いたしました。地元の議員も一緒でした。2月11日に第67回広島県甲田剣道大会に吉田運動公園で参加いたしました。甲田町の議員の皆さんと一緒に。13日、サンフレッチェ必勝祈願祭、清神社へ、正副議長で参加いたしました。16日に安芸高田酪農振興会の新年会ということで、甲田美土里高宮町の議員で参加をいたしました。以上でございます。

○児玉副議長

それではただいま議長から議会の動きの報告がありましたが、皆さんから何か質疑等ございますか。

(なし)

ないようですので、以上で議長の報告を終わります。

(2) 委員長等報告

○児玉副議長

続いて委員長等報告に移ります。各委員長等から報告がありましたらお願いいたします。

○山本優議会運営委員長

1月22日、2月7日、2月13日に議会運営委員会を開催しました。内容については1、令和6年第1回安芸高田市議会定例会の運営について、2、令和6年第1回安芸高田市市議会臨時会の運営について、3、議会基本条例の検証についての提案について、4点目、長期欠席等に係る議員報酬等の特例に関する条例について協議いたしました。3番目の議会基本条例検証についての提案についての詳細は後ほどその他の項で報告いたします。4点目の長期欠席等に係る議員報酬等の特例に関する条例の制定について、議長より提案があり、協議いたしました。協議の結果、今後議会運営委員会において取り扱うことを確認し、制定に向け検討していく予定であります。以上報告を終わります。

○芦田総務文教常任委員長

今日、全員協終了後に、総務文教常任委員会を開き、所管事務調査等について協議をする予定にしております。以上です。

○山根産業厚生常任委員長

産業厚生常任委員会は2月8日に協議会を行いました。これについては所管事務調査についてということです。2月13日、広島県高齢者医療広域連合議会がありました。ここにおいては、取組を全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するため、取組を強化し適切な制度としていくた

め、令和6年と7年度の2年間、財政の均衡を保つことができる保険料率を定めるための委員会となりました。保険料の軽減措置等について所要の改正を今後行っていくということです。以上です。

○石飛予算決算常任委員長

2月14日の予算決算常任委員会におけるところで、執行部より発言訂正の申し出がありました。学校給食の関係で、学校給食費支援事業補助金のところですが、執行部より値上げ幅分のところ還付等していきたいと思います、という言葉だったんですが、これは還付という言葉が市民に誤解を与える可能性があるため、発言内容を補足したいということで、還付等を給食会計から学校を通じて保護者へ還付等、へ訂正したいということがありました。本日、議運で諮ったところ、承認されて、この執行部の発言訂正の申し出を受けるということで修正となりましたので、同じく議事録の方も、引き続き訂正をしていきたいということになりました。但し、本会議における録画配信は、そのまま修正ができないということで、任期までは続けて配信するという状況にあると思います。以上報告です。

○新田議会広報特別委員長

ただいま皆さんのメールアドレスへ、議会だより第80号が編集、製本終わっておりますので、ご報告申し上げます。以上です。

○秋田監査委員

1月23日に定例の例月出納検査を行いました。それからその時に、1月中旬に行った定期監査及び行政監査の報告書を作るようにしておりますので、そのことについて協議をいたしております。最終的には明日の監査委員会で決定する予定になっております。以上です。

○芸北広域環境施設組合議会 熊高議員

(なし)

(3) その他

○児玉副議長

そのほか皆さんから何か会議に参加されて報告事項等ございますか。

○南澤議員

ただいまの予算決算の報告のところで、発言の訂正があったということなんですけれども、発言の訂正っていうのは、会期中じゃないとできないという認識なんです、今回事後で、発言の訂正をされるということですが、これはどのような整理になっているのかというのを教えていただければと思うんですけど。

○藤井事務局次長

原則、会期中に発言取り消し及び訂正を申し出るというものでございますが、申合せにより、委員会の場合は、委員会が終了した日から14日以内に、委員長へ提出することとし、取り扱いについては議運で協議決定すると申し合わせでありますので、これに基づいて教育長から今回訂正について申請があったものでございます。以上です。

○児玉副議長

その他皆さんから何か質疑ございますか。

○金行議員

議運の委員長に聞いていいのか、事務局に聞いていいのか、この前の臨時のときに、熊高議員が言われた、議運の方で周知徹底されなかったということで、時間のロスがございまして、議長も辛苦されていたのを見まして、そらの議運での周知がどこであったのかいうのを、我々も知っとかにゃいけんし、その内容が議運で周知されてなかったんか、お尋ねしたいと思います。

○児玉副議長

本会議場の参考人の議場から出て行く件ですか。

○金行議員

その議論。

○山本優議会運営委員長

その件につきましては先ほどの議運で、議運での発言と本会議での発言について、議事録を調査して報告するという事に決めております。今から事務局でそれを調査して報告いただきますので、しばらくお待ちいただきたいと思います。結果が出次第報告したいと思います。以上です。

○児玉副議長

そのほか質疑ございますか。

(なし)

ないようですので以上で委員長等報告を終わります。

4. 協議事項

(1) 安芸高田市国民健康保険運営協議会委員の選出について

○児玉副議長

続いて協議事項に移ります。

まず1番目の安芸高田市国民健康保険運営協議会委員の選出について事務局に説明を求めます。

○毛利事務局長

それでは安芸高田市国民健康保険運営協議会委員の候補者の推薦についてご説明いたします。お手元にお配りしておりますように、2024年2月13日付けで市長より、安芸高田市国民健康保険運営協議会委員(公益を代表する委員)候補者の推薦について依頼がありました。推薦する候補者の人数は1名で、任期は2024年、令和6年4月1日から2027年、令和9年3月31日までとなっております。現在は産業厚生常任委員会副委員長であります新田議員になっていただいております。以上です。

○児玉副議長

ただいま事務局から説明がございましたけども、委員の選出についていかがいたしましょうか。

(「継続」という声あり)

継続というご意見がございますが、継続ということですが、他に皆さんからご意見ございますか。

○新田議員

今、会長という立場をいただいて、次の定例会の議案に出てくる内容の話をそこで聞いていく中で、その会長の立場でいいのかというところは私は感じたんで、そこを議論できるかどうか、議員の立場でその場の会長を務めることがいいのかどうかというところを疑問に思いまして、意見があれば事務局からでも。

○熊高議員

会長をされると初めて聞いたんで、認識不足で申し訳ないんですが、基本的には議員が会長とかいうのは難しいですよね。だから今までも会長とかそういう代表者を受けんという流れで基本的には来たと思うんですよ。だから、会長を降りられたらどうですか。

○山根議員

この話は私も新田副委員長から聞いたところで、今回この場で、考えなきゃいけないなという思いで、手を挙げるのが遅くなりまして失礼いたしました。正副で執行部に出るのは、割り振りをしていましたけれども、今回どうしても他になり手がないということで、押し付けられたというようなことを聞きましたので、今回についてはできれば委員会で協議をして、次の方へ変わって出ていただく方を決定したいと思います。また協議会等ありますので、3月8日までにはお願いいたしますので、その時には、またお知らせできると思いますがそれでよろしければそうさせていただきますと思います。問題ありますでしょうか。

○児玉副議長

ここの安芸高田市議会の代表の委員ということになりますから、産業厚生というよりも全体の中でどなたが委員になっていただけたらかと。先ほど新田委員長から会長ということがありましたが、確かに熊高議員がおっしゃるように、従来は我々議員ほどの会議に出ても会長は受けないというのが恐らく基本的なスタンスで来られたんだろうと思います。従って会長をまず辞められるというのがスタートじゃないかと思うんですが、今継続というご意見もありましたけども、そこが難しいと

こがあるかもしれんけど基本的には今まではそういうやり方で。

○新田議員

ということであれば、議会議員としたら会長はできないということを執行部に申し出ていただきたいなというところもあります。というのが今回社協の会長も代わられて、あと民生委員の代表の方もしたくないと。ある方から、新田議員にやっていただいたらどうかという声が出て、推薦という形になったんで。誰も異議を唱えなかったというところで決まってしまったのが前回、初めて会長としてその場の運営をさせていただいたんですが、そこを議会として申し入れを執行部にさせていただいたらどうかと思うんですが、その辺もし答えがあれば。

○熊高議員

ちなみに副会長はどなたがやられているんですか。

○新田議員

副会長は民生委員の方です。

○熊高議員

副会長1人ですか。

○新田議員

副会長1人です。

○南澤議員

今の会長の話なんですけれども、実は私も人権擁護推進町民会議っていうのが吉田町時代にあって、そこを議選で入っていたんですけども、それが各町単位でやるのはもうよそうということで、市民会議に今年度の4月なりまして、その際になり手がなくて現在会長を引き受けております。

○児玉副議長

それはこの市議会の代表として出ているんですか。

○南澤議員

そうですね、吉田町の中から選ばれてということですね。加えてもう1点なんですけど、視点として、執行部の附属機関にあたるこういったところに、議員が議選で入ることの是非も併せてあると思うんですよ。そこに議員が入って決まったことを議会が否決できるのかということ、審査できなくなるわけじゃないですか。議員がおって決まったことだと。ただそこに参加するのは1議員に過ぎないわけで、そこが議会全体の総意として見られてしまうということについては、他市町なんかでは附属機関に議選の議員が入ることについて、そんなことまだやっているのかというようなことを言われる方もあるわけで、その辺りも改めて議論が必要ではないかと思います。

○児玉副議長

確かに過去にもそれ議論があったんです。一応代表で出るけども、そのいわゆる議決には加わらないとか。あそこで賛成してこっちで議会に戻って反対というおかしな構図にもなるんでという過去の議論、経緯があったと思うんですが、今後に関して新田議員も皆さんも多分出られたらご苦労されることになると思うんですが、先ほどあったように執行部にそういう申し入れするというのが一つの方法かもしれませんが、皆さんから何か他にご意見ございますか。

○熊高議員

今南澤議員おっしゃったようなことも先ほど副議長もおっしゃったようにいろいろ議論したんですよ。基本的には入らない方がベストだということは、常々あったんですけども、結果的に情報を取りに行くとか、状況を見るために参画しておこうというようなことで、それぞれの委員に入ったという経緯があるんです。

ですから今後は、本当に議会が入るべきかどうかという議論もしながら、やるというのが本来の姿だと思うんで、そこは今回入るか入らんかということが、時間的に暇があるかどうかわかりませんが、本来は南澤議員おっしゃるような形になるべきだと思うんですね。ただこれまでの経緯の中で、入らざるを得んということになれば、さっき言いましたように、代表者にはならず、情報を取りに行くことに徹しようと。それで議会にその情報を持ち寄って今日の議会報告あたりでどこどこ行ったという、そういうことをやろうという趣旨でこれまでやってきたというのが、その姿

なので、それはいろいろ今後議論をすべきところではあると思います。以上です。

○児玉副議長

他に皆さんから。

(なし)

今熊高議員から説明ありましたが、確かに、今度は諮問機関が提案されたことに議会が反対するんかと。じゃあその場で先に意見を出しといたらいいんじゃないかとか。過去そういうこともありましたけども、議員の方も代わられていますし、再認識ということで、また一つの宿題として、今後検討していったらいいんじゃないかと思うんですが、たちまち今回の国民健康保険運営協議会の委員に関しては、継続という皆さんからご意見ありましたから新田副委員長にお願いするにしても、執行部に、会長は議員としては受けることはできないと一筆を添えて提出していただくということで、この分だけは進めたらどうかと思うんですがいかがでしょうか。

○新田議員

それは議会からその旨を伝えていただけるということの理解でいいですか。

○児玉副議長

事務局から担当部署と今回提出する分に合わせて書いておくということでやらせていただきたい。何とかよろしく願いいたします。

新田副委員長に受けていただくということで、皆さんよろしいでしょうか。

(異議なし)

そのように進めさせていただきます。

○山本優議員

熊高議員もおっしゃいましたが、過去やっぱり地域の団体に議会議員が代表者にはならないようにしようという申し合わせがずっとあったと思うんですよ。やっぱりこういうところを今、中の人も変わってきておるといふこともありますので、議会と市民団体の代表が同じといふのはなかなかやりにくいことがあることなんで、議員は地域の代表にはならないといふような過去の申し合わせをそのまま受け継いだらどうかと思いますので、提案しておきたいと思います。

○児玉副議長

国民健康保険の今の議会から代表を出す件じゃないですか。

○山本優議員

やっぱり代表になるべきじゃないと思います。

○児玉副議長

議会の代表で、国民健康保険運営協議会の委員には出ていただくんですが、それを受けないということですか。また今後その辺は議論させていただきでさっき進めさせていただいたんで、同じことだろうと思うんですが。

○南澤議員

地域の代表といふのと、執行部の附属機関の委員といふのとまた随分これは話が異なるんじゃないかなといふふうに思うんですけど、改めて整理して、話をして結論をつけていくという方向性だけここで確認して、あとフォローしていくといふかあれどうなったのといふのは、継続してこの場で確認していくのが良いのかなと思うんですけどいかがでしょうか。

○児玉副議長

おっしゃるとおりだと思います。

○大下議長

南澤議員さっき言われたのは議員としての充て職でその職にあたるんだらうと思うんですよ。ですから僕らも充て職でなるとる分に関しては、会長副会長にはなっておりません。

○児玉副議長

非常に広範囲になってくるんで、たちまち今日のところはこの議会の代表が果たして諮問機関に参加するんかどうかといふところをまず一番先に議論をしていただいて、その後に先ほどおっしゃったように地域の代表とかいろいろなれることがあると思うんですけども、その辺も整理して、

順を追って進めさせていただければと思うんですが、いかがでしょうか。

(異議なし)

たちまち議会としての代表を、執行部の方から要請があった場合に、参加するか否かも含め、今後検討していくということで進めさせていただきます。そのようにご理解いただきたいと思ます。

5. その他

(1) 「議会基本条例検証についての提案」について

○児玉副議長

続いてその他の項に入ります。

まず、議会基本条例検証についての提案について、議会運営委員長の報告を求めます。

○山本優議会運営委員長

議会基本条例の検証についての提案がシセイクラブよりありましたので、その取り扱いについて議運で諮った結果を報告いたします。議会基本条例の検証については、議会運営委員会において、成果と課題を洗い出し、まとめを行い、全員協議会にて報告いたしております。その後、お手元の資料のとおりシセイクラブより、議会基本条例の検証についての提案がありました。

議会運営委員会にて協議しましたところ、条例改正とか修正の内容の提案ではないと捉えました。委員からは、委員会なら委員会で、全員協なら全員協で実行できることをみんなでやっていくべきとの意見や、運用について検討されているが細かく運用を決めれば時代も変わると足かせになると思う。必要な時に委員会や協議会で協議して対応していったらよいのではないかとの意見や、協議の場が必要と言われているが、委員会は今まで以上に協議の場になっていると思うので、これまでとおり委員会や全員協の場を使って協議していけばいいのではないかとの意見がございました。

このことから、議会運営委員会としては、今後も課題や提案については、委員会協議会等で協議し決定していくという結論といたしました。このことからこの度全議員に資料を配付させていただき、提案内容について、議員の共通の認識として捉えていただき、各委員会や協議会、会議で協議していただきたいと思ます。なお、議会運営委員会としては今後協議する必要がある課題については、協議を行い、その都度報告をさせていただきたいと思ます。以上で協議の経過報告といたします。

○児玉副議長

ただいまの説明につきまして皆さんから何かご質疑ございますか。

○南澤議員

今、最後のところで議会運営委員会では、協議する必要があると思うものについては協議していくというようなことをおっしゃられたかなというふうに受けとめたんですけども。この我々が提案させていただいた件の中で、議運の方で取り上げて協議してみようと思われることがありますでしょうか。

○山本優議会運営委員長

中身を見せていただいて皆さんに協議した結果、各委員会や協議会で認識として発言していただく内容であるということでございましたのでそのように報告させていただきました。

○南澤議員

わかりました。では各委員会協議会の中の一つがこの全員協議会だと思うんですけども、ここで初めてご覧になる議員さんもしらっしゃるかと思ますが、簡単に説明させていただくことは可能でしょうか。5分ぐらいでさっと説明させていただければと思うんですけども。

○山本優議会運営委員長

これは議運全員で調査して協議した内容でございますので、今説明させていただきたいと言われましても、それは議運の委員長としては了解できません。

○南澤議員

議運の結論が各委員会協議会で協議して欲しいということだったですよね。で、ここは一つの協

議の場、全員協議会だと思うんですけれども、協議していただきたいので、まずご説明をさせていただきたいということなんですけれども、ここで発言ができるかできないかというのは、議運で決めることなんでしょうか。

○山本優議会運営委員長

先ほども言いましたように各委員会とか協議会で発言してくださいということは、課題についてこれをこういうふうにしたいからという発言にして提案していただければ、それをその委員会で取り上げられればできるということでございます。

○南澤議員

今まさに、このこういう課題があるのでこういうふうに対応したらどうかということ、各委員会協議会のうちの一つの全員協議会でお話をさせていただけないかという提案というかお願いということをしております。

○山本優議会運営委員長

今私が言いましたようにこの課題と課題自体について具体的に言って、これをどういうふうにしたいかという提案をしてください。それをしないとこの課題って言ったら、全体で言うたらわかりませんので、そういうところをその都度委員会でこの課題についてはどうしたらいいかという提案をされればいいんだという報告をしたところです。

○南澤議員

かなり具体的に課題を提示して、それに対する対応策をまとめてきたつもりです。たくさんある議会基本条例の中から、ここでは6つにポイントを絞っております。で、各委員会なり協議会なりでというんですけれども、この件について話す場はこの場において、他にないのではないかと。例えば総務文教、産業厚生、予算決算どこでもなくここで話すべきことだと認識しております。

○児玉副議長

いろいろご意見があるんですが、全員協議会で例えば今のような議論をするとなるとやはり議員間討議の項目になってくるんじゃないかと思うんですね。議員間討議事項で提案いただければ、その内容を今度は議論ができるんじゃないかと思うんですが、手続き上は全員協議会で今のようなやろうと思えば、そういうことになるんじゃないかと思うんですけれども。

○南澤議員

であれば議員間討議事項でお願いしたいと思います。

○児玉副議長

というところで山本議会運営委員長、これはよろしいでしょうか。

(よい)

それでよろしいでしょうか皆さん。

(よい)

そのように進めさせていただきます。

その他今の議会基本条例の提案について、皆さんからご意見ございませんか。

(なし)

じゃないようですので、この件は終了とさせていただきます。

・(追加日程)事務局から報告・連絡

- ・令和6年第1回安芸高田市議会定例会の招集について
- ・高機能消防指令センター内見会について
- ・川根小学校の閉校式のご案内について
- ・議員互助会費の精算について

○児玉副議長

続いてその他の項で、事務局から4件ほど報告がございますので、事務局、お願いいたします。

○毛利事務局長

それでは事務局から4点ほどご連絡いたします。まず1点目は、令和6年第1回安芸高田市議会定例会の招集についてという通知でございます。先ほどお手元の方に配布させていただきましたけ

れども、すでにメールボックスへ配布されており、そちらの日付が間違っておりましたので、改めて正しいものを送付させていただきます。本日送付させていただきました招集通知が本物でございますので、お間違いのないようお願いいたします。ちなみに間違えた分は、最初の文章、来る令和6年2月22日というところが、令和6年2月13日となっております。2月13日は告示をされた日ですので、そちらも間違えておりましたので、各自で、差し替えていただきますようよろしくお願いいたします。

それから、2点目でございます。1月30日付けで、議長宛に安芸高田市消防本部消防長から、高機能消防指令センター内見会についてのご案内がございました。3月21日、議会終了後、約30分程度、新しく整備された消防本部3階にあります高機能消防指令センターの内見会を行いたいののでぜひ皆さん出席してくださいという案内がありましたので、お知らせいたします。

続きまして3点目です。川根小学校の閉校式のご案内です。今手元にお配りするのが間に合わなかったのも、メールボックスに入れさせていただきたいと思います。川根小学校の閉校式が令和6年3月24日午前9時から川根小学校体育館でございます。議員全員の方に案内が来ております。出欠については、3月8日までに議会事務局へ連絡いただきますようよろしくお願いいたします。

続きまして最後4点目でございます。議員互助会費の精算でございます。こちら資料はございません。先日ご逝去された武岡議員の在職中に、積み立てておりました互助会費の精算を行い、武岡議員の奥様へ返金をさしていただいておりますので、ご報告させていただきます。金額等につきましてはまた決算の報告の時にさせていただきますのでよろしくお願いいたします。以上です。

○児玉副議長

ただいま事務局から4件ほどの説明いただきましたけれども、皆さんから何か質疑等ございますか。

○南澤議員

各報告に共通なんですけれどもまず日付のところ、令和6年という表記と2024年という表記が混在していますが、これ過去に西暦に統一するというような話があったかと思うんですけど、現状どうなっているかというのを1点お伺いします。

○毛利事務局長

西暦に統一ということで通知は出ておりますけれども、大変申し訳ございません、いまだ文書によっては令和を使っているのが現実でございます。

○南澤議員

執行部のことなんで執行部の方でコントロールしていただくしかないんですけど、我々が議会内で作る報告書だったり、一般質問の原稿だったりいろいろあると思うんですけど、そのあたりはどのように扱うかというのは、指針がありますでしょうか。

○山本教博議員

執行部時代の話をしてあれなんです、公文書は元号を使ってやると、私文書はどっちでもいいとなっとなっとなって、できれば西暦で統一していかうかというような話だった。公文書を国も県も元号を使いよるんで、議会は別よというわけにはいかんというふうに思います。我々が出す書類は、西暦に統一しろというのも問題だし、元号を使うのが正しいということにもならんし、その人の自由に任せるべきじゃないかというふうに思います。

○児玉副議長

今、西暦と元号を使うかどうかというご意見ですが、山本委員おっしゃるように認識としては我々の方でそこまで強制的に統一という感覚では受けてないので、恐らくそういうことになるとるんだらうと思うんですが。これは今後、議会で使う場合の西暦年号に関しまして、今後どう考えたいでしょうか。今問題提起一ついただいたんですが、皆さんから何かご意見があれば。

○熊高議員

いろいろ併記もあるんですが、そこは事務方として確認をしていただいて、こういうふうにするんだという提案を改めてしていただきたいと思います。執行部との協議も含めて。

○児玉副議長

今の現行文書もありますんで、事務局で今どういう状態になっとるんか現状を調べてもらって、また結果を報告していただくということにさせていただきたいと思いますがよろしいですか。

(よい)

ではそのようにさせていただきます。

事務局の報告に関しましてその他、皆さんから質疑がございますか。

(なし)

質疑がありませんのでその他の項を終了といたします。

○大下議長

確認だけさせていただきたいんですが、市の広報誌の中の市政の動きの中で、市長が書かれた中に1月29日に南澤議員と田邊議員が議会だよりについて意見交換をされておるんですよ。この29日と言ったら、広報委員会で嘘があるかないかということの確認をしてくださいよということで、嘘がないということで書面で市長に返した日なんですよ。どういうことを話されたのかなと思って、確認させていただければと。

○南澤議員

端的に言えば広報委員会で話した内容についてと、今後どうしていくお考えかということを確認したというような話です。

○大下議長

広報委員長にはそれは言われて行かれたんですかね。

○南澤議員

お伝えしていません。

○大下議長

これ基本的に委員会で決定したことでもありますし、それを議会で書面で返すようにいうことも、広報委員会の中で決められたと思うんですよ。その委員長がおられる中で、2人してそこに行って、どういう意見交換をされたのかなというふうに思うんですけど、基本的には委員会組織で動いているその日ですからね。その日に結論が出たことを2人で行かれるのはいかがなものかというふうに思いますよ。

○田邊議員

先ほどの南澤議員の答弁が簡潔過ぎたので詳しく説明しますと、そもそもともと広報あきたかた10月号の市政の動きで指摘されていた部分について、市長に我々はこう考えてるんだという話をしに、アポを取って行ったのがももとの前段でして、それについての話をしに行くというのが目的だったので、29日に協議したことを持って行って話をするというのがメインではなく、そもそも広報あきたかた10月号のことを議会としては、あれに誤りがなかったという部分を、話をしたんだけどここがおかしいんじゃないかという指摘があったので、それってどういうことですかっていうのを聞きに行くのがメインで話をしに行きました。

その上で、たまたまその日にちが重なって、そうなったということなので、今、議長がおっしゃられるように、どういうことを話したのかということをおっしゃられるんですけど、それはたまたまそれが委員会の日であって委員会が終わってから行ったので、委員会で協議したことを持って行ったというふうに捉えられてるんだと思うんですけど、決してそういうことではないということです。

○大下議長

でしたらなおさら委員長に一言でも断っていかれるのが筋じゃないですか。その広報誌の市政の動きに出ると分では誰が見てもこのことについて意見交換されたというふうにとられますよ。解釈の違いと言えども、確かにこの内容だったらそのようにとられます。ですから、委員会でやったその後だから、特に委員長に断って行くというのが必要じゃないかというふうに思いますけど、それが委員会組織じゃないですか。以上です。

○熊高議員

詳しくは聞いてない中で今の議論を聞きながら、広報委員会で、今回のことはどのようになったかということのを漏れ聞いたら、広報委員会の中では、意見が2つに分かれたと。広報委員長はその結論を出されなかったということで、議長に返したという経緯を聞いたんですが、これは間違いありませんか。

○児玉副議長
暫時休憩します。

休憩 10:47

再開 10:48

○児玉副議長
休憩を閉じて会議を再開いたします。

○大下議長
広報委員会からは、嘘はなかったという報告があつて、その旨を書面で市長に返したということで。以上です。

○児玉副議長
よろしいですか。

○新田議会広報特別委員長
今議長がおっしゃったとおりで、それ以外で言えば両方の意見聞いてますから、両方が同じ、そうではない、そうだという意見が半々に割れたというところは議長に報告しております。以上です。

○熊高議員
だから委員長はその両方の意見をどのように委員会としてはまとめられたんですか。

○新田議会広報特別委員長
この内容については議長判断ということで私は理解してますので、議長にそのままお伝えしております。以上です。

○熊高議員
だから広報委員会で、結論としては両方の意見がそのまま出たということで、委員長としては、委員会としての結論というのを出さずに、議長にそういう報告をしたということであれば、広報委員会の結論は出てないということを議長に報告したということでしょう。それを議長はどのように受けとめられたのかということを確認したいと思います。

○大下議長
基本的には広報委員の中では、虚偽はなかったという報告をいただきましたんでそういうふうに戻しました。

○石飛議員
これは前回1月の全員協でも同じことをやったと思うんですね。虚偽があつたかどうかということで、南澤議員から虚偽がなかったと。ただ、まだ市長と話をしようという意見が出て、それじゃグルグル同じことを言ってるから、しっかりと議長から、議会広報委員会の結論、嘘はなかったというものを、文書を出しましょうということを、前回の全員協でやったことであつて、その時に意見は確かに南澤議員から意見が割れたというような状況があつたのは間違いありません。それから29日の件でしょ。話がまた元に戻ってるような気がするんですが、どうなんですか。

○児玉副議長
というような気がしますよね。先ほどもありましたけども、一応結論が出た日に、お2人で行かれとるということであれば委員会として、先ほど議長からありましたように、委員長と相談とか、その辺もやっぱりある程度あつた方がスムーズにいきそうな気がするんで、その意思疎通を図る必要があるんじゃないかと思うんですが、いかがですかね。

○田邊議員

確かに話す内容は当日のことではなかったんですけども、そう誌面に書かれて、誤解を招いたというのは、こちらの落ち度だったと思いますので、今後そういう点は十分注意して委員長と相談しながらやっていきたいと思います。

○児玉副議長

この件はこれで終了したいと思いますがよろしいですか。

○金行議員

2人が行かれた気持ちは分かるんですが、一応新田委員長いらっしゃいますし、行かれる前に議長に一言、小耳に入れちゃった方がよかったのかなと、意見としては思っておりますので。

○南澤議員

今回の件は、議会の代表なり、委員会の代表として行くわけでなく。何が駄目で、何がOKなのか、個人の議員としていくことはよいのではないかなと思うんですけど、議会を代表して行ってるわけではなく、意見交換に赴いたわけなんです。何が問題なのかというのを、はっきり教えていただかないと、今後の行動について、やっていけないことを、皆さんに迷惑かけてもいけないなと思いますので、その辺りをお伺いしておきたいなと思います。

○大下議長

行くなと言ってるんじゃないんですよ。ただこの広報誌の市政の動きの中に、同じ日にちに意見交換をされとるといことが、間違いが起きるんじゃないかということなんです。議会だよりのことを、嘘はなかったですよと書面で29日に返しとるんですよ。その29日に2人が意見交換に行かれたというところに、この書き方に間違いを起すんじゃないかということなんです。だから個人的に行くな言いよるんじゃないんですよ。その確認をさせてくださいということで、何を話されたんですかということをお伺いだけで。そしたら基本的にはやっぱり委員長がおられるんだから、委員長としていくべきじゃないですかということをおっしゃただけです。

○児玉副議長

人が見られてどうとるかというところがあるんだろうけど、その日程が重なったということで。

○南澤議員

確認をさせてくださいってことで、確認をされたということで、以上でよろしいですか。わかりました。

○児玉副議長

物事がスムーズに進むには、ちょっとずつコミュニケーションがあった方が、やっぱり後からこう問題が出ずに済むから、そこらは配慮の一つの部分だろうと思うんで、ルールがどうこうじゃなくて、そういう心遣いがあるんじゃないかなというところでご理解いただければと思うんですけど。

○山本優議長

今いろいろ南澤議員、田邊議員から言われましたけど、あくまでも広報委員です。結論は議長が出しとるんだから、その内容についてまた市長のどこ行って発言するということは、委員会を無視しとることになると思います。

○児玉副議長

もう一応終わったんで。

暫時休憩いたします。

休憩 10:56

再開 10:57

6. 議員間討議事項について

○児玉副議長

休憩を閉じて会議を再開いたします。

続いて、議員間討議事項を議題といたします。

議員間で討議が必要な案件がございますでしょうか。

(挙手するものあり)

議員間討議の提案があります。

提案者から題名理由、目的の説明をお願いいたします。南澤議員。

○南澤議員

題名については、議会基本条例検証についての提案です。目的としましては、皆さんがそれぞれアンケートとか議会基本条例の検証についてご意見を出されています。それを拝見したときに、協議して解決すべき課題があるのではないかということを感じまして、こちらにまとめています。つまり課題の解決が目的です。理由は課題を解決することによって、議会が市民のための、皆さんのためにより役に立つような組織として変わっていきけると、進歩していけるのではないかと思ったことです。以上です。

○児玉副議長

もう1回目的のところを説明してもらえますか。

○南澤議員

目的は議会運営について皆さんの検証内容、感想から課題となるものが見つかったので課題を解決することが目的であります。

○児玉副議長

ただいま提案いただきましたけど今の説明に対して質疑確認と皆さんから何かございますか。

一読いただく時間を取りましょうか。

暫時休憩とします。

休憩 10:59

再開 10:59

○児玉副議長

休憩を閉じて再開いたします。

質疑確認等がないようですので、挙手により、討議を行うか否かを図ります。行うことになりましたら全員協を閉じて控え室に移動し、各議員からご意見を賜ります。やるかどうかを決めるのは今日でしょう。中身の議論は次かもしれんけど、扱うかどうかを決めるのは今日です。よろしいですか。

(よい)

お諮りします。

先ほどありました議会基本条例の見直しに関しまして、議員間討議が必要と思われる方は挙手をお願いいたします。

暫時休憩とします。

休憩 11:00

再開 11:06

○児玉副議長

休憩を閉じて会議を再開いたします。

ただいま議員間討議の提案がございまして、皆さんにお諮りいたしましたけども、7人と7人で同数ということで、あとそれ以上の判断が議員間討議のルールの中に、それ以上の判断のところがありませんので、同数のままということになります。従いまして南澤議員には提案いただいたもう一度、題名、理由、目的のところもう少し全員協に当てはまる部分を抜き出してください、もう1回まとめていただいて提出していただければもう1回来月の全員協で採決したいと思うんですが、それで進めさせていただきたいと思うんですが、いかがですか。

暫時休憩とします。

休憩 11:08

再開 11:08

○児玉副議長

休憩を閉じて会議を再開いたします。

先ほど説明しましたように、提案者からもう一度、来月の全員協議会で、題名、理由、目的を全員協議会に係る案件に関して抜粋し提案いただきたいと思います。再度採決をそこで取らせていただきたいと、そのように進めさせていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

(異議なし)

異議なしと認めそのようにさせていただきます。

その他議員間討議皆さんから何か討議事項ございますか。

(なし)

ないようですので以上をもちまして本日の全員協議会を終了といたします。

お疲れ様でした。

7. 閉会 【11:09】

